

## 【集金代行約款（口座振替）】

### 第1条（約款の趣旨）

本約款は、貸與人（甲）と賃借人（乙）との間で締結する不動産賃貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく乙の甲に対する賃料等、変動費その他の支払債務（以下「原契約債務」といいます。）のお支払い及び原契約債務の一定の範囲の保証を目的とする甲、乙、連帯保証人（丙）及びフォーシーズ株式会社（以下「当社」といいます。）との間の「住み替えかんたんシステム保証契約書」又は「ビジネスサポートシステム保証契約書」いずれか適用のあるもの（以下「フォーシーズ保証契約書」といいます。）による契約（以下「フォーシーズ保証契約」といいます。）に基づく乙の当社に対するお支払いのうち、ジャックス株式会社（以下「ジャックス」といいます。）の集金代行システムを利用した当社の決済サービス（以下「本サービス」といいます。）によるお支払いに関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

なお、本約款に定める場合を除き、本約款の用語は、フォーシーズ保証契約における用法に従うものとします。

### 第2条（フォーシーズ保証契約）

- 1 乙は、フォーシーズ保証契約の内容を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
- 2 本約款がフォーシーズ保証契約と異なる定めをしている場合には、本約款が優先するものとします。

### 第3条（ご利用のお申込み）

乙は、本サービスの利用を希望する場合、当社の指定する申込書に所定の事項を記入・押印して当社に提出することにより申込みを行うものとします。

### 第4条（集金代行による振替）

- 1 本サービスの利用にあたり、甲及び乙は、原契約債務の支払について、当社がジャックスに対して集金代行業務を委託することを了承するものとします。
- 2 ジャックスは、毎月一定の日（休業日にあたる場合は翌営業日）に、原契約債務の支払に必要な金額を当社に立替払するものとし、毎月27日（休業日にあたる場合は翌営業日）（以下「賃料等振替日」といいます。）に当該額を乙が予め指定した金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）の口座（以下「指定金融口座」といいます。）から振り替えることとします。

### 第5条（原契約債務の支払期限）

乙は、原契約の規定にかかわらず、前条第2項の振替により、毎月27日までに翌月分の賃料等を支払うものとします。

### 第6条（手数料）

乙は、本サービスの利用料として、当社に対し、口座振替1回あたり300円（税別）を支払うものとします。

### 第7条（保証債務の履行）

乙の指定金融口座の口座残高が振替金額に満たなかった又はその他指定金融口座からの振替請求が金融機関により拒否されたことにより第4条第2項の振替ができなかった場合は、フォーシーズ保証契約第14項第1項の規定にかかわらず、同契約に基づく当社による保証債務の履行がなされたものとします。

### 第8条（連帯保証債務の履行）

前条に基づき当社の保証債務の履行がなされたときは、乙及び丙は、当社に対し、保証債務履行額及びこれに対する不奏功となった賃料等振替日の翌日から支払済みまで年14.6%（年366日の日割計算）の遅延損害金、その他弁済に要した費用（振込事務手数料1回800円（税別）を含みます。）の全額を直ちに償還するものとします。

### 第9条（年間保証委託料）

フォーシーズ保証契約第9条第3項に定める「保証債務を履行した回数」は、第4条第2項の振替ができなかった回数をいいます。

### 第10条（届出事項の変更）

乙は、当社、ジャックス及び指定金融機関への届出事項に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

### 第11条（解約）

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① 乙が当社所定の手続きにより本サービスの解約を申し出たとき
- ② フォーシーズ保証契約が終了したとき
- ③ 乙が次条の本約款の改正に同意されないとき
- ④ 当社が本サービスの解約を申し出たとき
- ⑤ 当社が本サービスを営むことができなくなったとき

### 第12条（本約款の変更）

- 1 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要を生じたときは改正されることがあります。
- 2 改正の内容が、乙の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合には、その内容を通知させていただきます。
- 3 前項の通知は、改正の影響が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります。
- 4 第2項の通知又は前項の掲載が行われた後、乙から所定の期日までにご異議のお申出がない場合は、本約款の変更にご同意いただいたものとさせていただきます。

以上